平成２１年（フ）第２２０４号
広島県東広島市西条朝日町13番22―1007号ファミール西条朝日町
債務者　廣隅　禮治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０５号
広島県東広島市西条朝日町13番22―1007号ファミール西条朝日町
債務者　廣隅イサ子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０６号
広島県東広島市西条朝日町13番22―1007号ファミール西条朝日町
債務者　廣隅　千秋
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０７号
広島県東広島市西条朝日町13番22―1007号ファミール西条朝日町
債務者　廣隅香代美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２号
広島市西区草津南１丁目15番32―201号、申立時の住所広島市西区草津東１丁目11番18―204号
債務者　笹部　　洋
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００号
広島市中区南竹屋町11番13号
債務者　丸石　重則
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６号
広島県安芸郡坂町坂東１丁目17番21号
債務者　椎木　剛史
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台46番地18
債務者　福傳　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０２号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台46番地18
債務者　福傳　真澄
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７号
広島県東広島市八本松町宗吉1143番地22
債務者　中島　正次
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７８号
広島県安芸郡熊野町中溝１丁目21番２―404号
債務者　千　　一枝
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６号
広島市安芸区矢野東３丁目15番３号
債務者　土路　尚子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８号
広島市安佐南区大町西２丁目38番６―102号
債務者　玉井　文江
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８１号
広島県東広島市西条中央３丁目26番47―103号兼安マンション
債務者　引村　武司
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９５号
広島県東広島市西条町御薗宇6252番地２
債務者　川島　孝一
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０１号
広島市安芸区畑賀２丁目26番17―401号　サン・コーポラス畑賀Ⅱ
債務者　松田　浩二（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０５号
広島市安佐南区安東２丁目７番16―４号
債務者　井上　　洋
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部